

岐阜県公報

第千六百五十九号
平成十七年七月一日

(金曜日)

目次

告示

道路の供用開始 道路の区域変更	(道路維持課)	五〇六
岐阜県水防表彰規程の一部改正	(河川課)	五〇六
木曾川水系伊自良川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五〇六
木曾川水系鳥羽川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五〇六
木曾川水系津保川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五〇七
木曾川水系可児川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五〇七
庄内川水系土岐川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五〇七
建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	五〇七
保安林の指定解除	(西濃地域農山村整備事務所)	五〇九
選挙管理委員会告示		
選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数	(選挙管理委員会)	五〇九
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	五一一
政治団体の異動事項の公表	(同)	五一一
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	五一三
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	五一五

公示

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	五一五
特定非営利活動法人の設立認証申請	(県民政策室)	五一五
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商工業室)	五一六
公共測量の実施	(用地課)	五一六
土地改良区の合併認可	(農地計画課)	五一六

告示

岐阜県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十七年七月一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県岐阜建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	多北 度方 線	瑞穂市穂積字高野一 三 地先から 同市祖父江字蒲野中 番一 地先まで	一、三五〇 〇	平成 二七、七、二	平成 二七、七、二	平成 二七、七、二

岐阜県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十七年七月一日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県美濃建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

一般国道	二百五十六号	関市板取字蛭子蔵五八七 二番の一地先地内	後	前		
			一三〇 一五五	一一〇 一六〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

岐阜県告示第五百四十七号

岐阜県水防表彰規程（昭和四十五年岐阜県告示第四百五十一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 第二条及び第三条中「行なう」を「行う」に改める。
- 第四条中「第十七条」を「第二十四条」に、「行なう」を「行う」に改める。
- 第五条及び第六条中「行なう」を「行う」に改める。

附則

この規程は、平成十七年七月一日から施行する。

岐阜県告示第五百四十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系伊自良川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県基盤整備部河川課及び岐阜県岐阜建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百四十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系鳥

同市同町正家字	同市同町同字 二六四番一から	同市同町同字 二六八番四〇ま	同市同町同字 二七二番三から	同市同町同字 同番まで	同市同町同字 二四六番一から	同市同町同字 二六二番六まで	同市同町同字 二五五番五から	同市同町同字 二六一番一〇ま	同市同町同字 二六四番四から	同市同町同字 二六九番三まで	同市同町同字 二七三番一から	同市同町同字 二七三番一まで	同市同町同字 二四三番四から	同市同町同字 二四二番一まで	同市同町同字 二三六番一から	同市同町同字 同番まで
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	六〇〇											
一四・二六	七九・三三	一三・八二	五・二七	一〇七・二六	一三〇・五	三六・二六	一四・四									
専業計の																
北古井地小																
丁目字切通橋下二〇	同市同町同字 同番まで	同市同町同字 二七八番二から	同市同町同字 二七七番一から	同市同町同字 二七七番二から	同市同町同字 二五九番一まで	同市同町同字 二六〇番七から	同市同町同字 二五九番三まで	同市同町同字 二五九番三まで	同市同町同字 二五八番二から	同市同町同字 二六〇番四から	同市同町同字 同番まで	同市同町同字 二五九番七まで	同市同町同字 二五八番一から	同市同町同字 二五八番七まで	同市同町同字 同番まで	模本五八〇番七まで
	四〇〇	四〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	六〇〇									
	三三・〇〇	三九・〇七	二二・七	二二・七	二二・七	二二・七	二七・一四									
四三号の																
一七・六・一五																

の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算した数）は、次のとおりである。

平成十七年七月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 櫻 橋 久 子

- 1 平成17年6月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,692,678人
- 2 総数の50分の1の数
33,854人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
348,780人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	325,782	108,594
大垣市	135,663	45,221
高山市	53,176	17,726
多治見市	83,428	27,810
関市	59,947	19,983
中津川市	46,204	15,402
美濃市	34,082	11,361
瑞浪市	32,806	10,936

羽島市	53,273	17,758
恵那市	28,764	9,588
美濃加茂市	37,665	12,555
土岐市	59,964	19,988
各務原市	108,080	36,027
可児市	91,575	30,525
山県市	25,274	8,425
郡上市	39,677	13,226
下呂市	31,944	10,648
海津市	32,288	10,763
羽島郡	53,162	17,721
養老郡	32,316	10,772
不破郡	29,949	9,983
安八郡	23,539	7,847
揖斐郡	59,262	19,754
本巣郡	77,982	25,994
加茂郡	46,842	15,614
恵那郡北	22,606	7,536
恵那郡南	17,347	5,783
大野郡	16,252	5,418
吉城郡	33,829	11,277

岐阜県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次の

ひらがなで示す。

平成十七年七月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党の名称とする	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
赤尾俊書後援会	中島 照夫	赤尾 悟	海津市平田町三郷48			
秋松かずちかを育てる会	秋松 和親	秋松 扶久美	可児市兼山751			
大熊和久子後援会	堀部 英一	川村 邦朗	本巣市石原166 2			
粥川茂和後援会	田代 鋭	粥川 知和美	中津川市川上777 4			
岐阜県医師連盟安八支部	熊崎 俊英	岩田 幸多郎	安八郡墨俣町上宿874 1			
岐阜県医師連盟加茂支部	山田 實敏	佐々木 裕茂	美濃加茂市太田本町1 1 20			
岐阜県医師連盟羽島市支部	岩佐 充矩	不破 洋	羽島市江吉良町1997 1			
ソーシャルキャピタル開発研究会	熊谷 正慶	熊谷 典子	美濃加茂市中富町1 5 18			
西脇幸雄後援会	西脇 幸雄	西脇 健治	海津市平田町野寺268			
瑞穂の風吉村武弘後援会	吉村 武弘	吉村 武弘	瑞穂市野田新田3950 2			
森のぼる後援会	森 昇	森 学	海津市海津町帆引新田504			
吉田義幸後援会	吉田 雅美	吉田 泰男	本巣市十四条816 1			

異動事項を次のとおり告示する。

平成十七年七月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党小坂町支部	主たる事務所の所在地	下呂市小坂町無数原306	下呂市小坂町湯屋467
	代表者	大森 喜一	内木 千春
自由民主党岐阜県建設業支部	代表者	大森 和夫	今井 久夫
	代表者	加藤 宏	洞 口 修平
自由民主党岐阜県電気通信支部	主たる事務所の所在地	岐阜市六条47	大垣市禾森町640
	代表者	岸 道彦	富 田 良
自由民主党郡上市支部	代表者	白 田 昭洋	堀 貞 男
自由民主党東白川村支部	主たる事務所の所在地	加茂郡東白川村神土5923	加茂郡東白川村越原90820
	代表者	村 雲 次郎	熊 澤 光 介
自由民主党八百津町支部	主たる事務所の所在地	加茂郡八百津町潮見1272	加茂郡八百津町八百津38743
	代表者	柘 植 伴 美	奥 村 金 平
自由民主党山県市支部	代表者	山 本 陽	綿 綿 直 良
	代表者	磯 部 貴 久	河 口 洋 司
民主党岐阜県第4区総支部	主たる事務所の所在地	美濃加茂市中富町1518	岐阜市金町123
	代表者	熊 谷 正 慶	三 輪 清
飯田ひろしを育てる会	代表者	戸 谷 正 實	飯 田 洋
	代表者	中津川市下野24914	中津川市下野15522
市岡啓司後援会	主たる事務所の所在地	西 部 賢 二	平 田 俊 之
	代表者	大垣市榎戸1128	大垣市青野町158
いもに会	代表者	西 部 賢 二	平 田 俊 之
	代表者	大垣市榎戸1128	大垣市青野町158
岩井豊太郎後援会青森支部	代表者	相 崎 貴 實	松 井 清 二

岩井豊太郎後援会 岩里支部	主たる事務所の所在地	大垣市綾野3595	大垣市綾野12904
代表者	柳 瀬 敏 秋	山 田 政 一	
主たる事務所の所在地	大垣市深池町9172	大垣市平町3171	
代表者	青 木 三 芳	川 合 淳 一	
主たる事務所の所在地	大垣市高刈196	大垣市入方1660	
代表者	川 口 正 勝	名 和 信 勇	
代表者	井 上 茂 保	伊 藤 紀 雄	
代表者	岩 田 義 文	小 川 信 也	
主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町本庄1718	揖斐郡大野町箱蓋2538	
代表者	杉 原 力	林 隆 一	
代表者	伊 藤 雄 一	岡 田 茂	
代表者	水 野 雅 文	磯 部 雅 一	
代表者	村 橋 義 弘	永 田 裕 一	
代表者	後 藤 佳 政	高 橋 喜 一	
代表者	奥 村 昌 之	鈴 木 惠 開	
主たる事務所の所在地	加茂郡八百津町福地351	本巣郡北方町北方1608	
代表者	渡 辺 猛 之	山 田 良 造	
代表者	青 木 良 祐	栗 本 三 一	
代表者	戸 部 一 秋	太 田 隆 一	
主たる事務所の所在地	加茂郡川辺町中川1275	加茂郡川辺町中川12502	
代表者	加茂郡川辺町中川1275	加茂郡川辺町中川12502	
代表者	西 部 賢 二	平 田 俊 之	

上室村西部小池強村政支援の会	美宅 實	方井 隆男	高山市上室町吉野2900	平成17年 4月30日			
久々野町の未来を考える会	谷口 昭	黒木 兵三	高山市久々野町無数河725	平成17年 3月1日			
小森くにお後援会	永瀬 史朗	伊藤 秀雄	郡上市八幡町旭1133 5	平成17年 2月28日			
坂内社交会	山口八右衛門	松村 清美	揖斐郡揖斐川町坂内坂本3260	平成17年 2月25日			
大雅清光後援会	渡辺 朝子	下久保 文江	可児市広見743 1	平成17年 2月28日			
中島春生を励ます会	神戸 昭一	大島 明	下呂市金山町菅田桐洞2748 2	平成16年 12月28日			
樋口直嗣後援会	竹内 保	小窪 一義	揖斐郡揖斐川町春日香六460 2	平成17年 3月10日			
藤中ちえみ後援会	市川 千年	堀 悦子	瑞浪市釜戸町3448	平成17年 3月31日			
まち・ひととせセミナー	中島 邦夫	倉地 宗兵衛	揖斐郡池田町青柳343 5	平成17年 3月28日			
みどりの会	長柄 伸	浅田 秀行	本巣市仏生寺877 1	平成17年 6月15日			
未来の県政をひらく会揖斐郡連合支部	高田 藤市	折戸 治男	揖斐郡揖斐川町清水157 1	平成17年 3月31日			
未来の県政をひらく会大垣市連合支部	猫田 孝	田中 良幸	大垣市桐ヶ崎町93	平成17年 3月31日			
未来の県政をひらく会海津郡支部	松永 清彦	森 正弘	海津市海津町馬目418 1	平成17年 5月31日			
未来の県政をひらく会可児市連合支部	田口 淳二	可児 慶志	可児市広見5 130	平成17年 5月26日			
未来の県政をひらく会加茂郡連合支部	渡辺 猛之	吉田 左近	加茂郡川辺町比久見63 1	平成17年 5月9日			
未来の県政をひらく会高山支部	中村 慈	杉本 健三	高山市花岡町1 6	平成17年 3月28日			
未来の県政をひらく会羽島郡連合支部	加藤 一夫	安田 敏雄	羽島郡笠松町円城寺1433	平成17年 3月31日			
未来の県政をひらく会不破郡連合支部	藤 境 守	安田 由夫	不破郡垂井町宮代堤3041 1	平成17年 4月30日			
未来の県政をひらく会本巣郡連合支部	戸部 一秋	戸部 哲哉	本巣郡北方町平成7 53	平成17年 3月31日			
未来の県政をひらく会吉城支部	洞 口 博	戸部 原一則	飛騨郡古川町沼町896	平成17年 5月12日			
未来の県政をひらく会吉城支部	むらさき会	室崎 希次	高山市石浦町7 95	平成16年 3月31日			

むろざき希次後援会	岩崎 正 赤岩 優	高山市石浦町5 532	平成16年 3月31日		
山内寛裕後援会	可知 和己 鈴木 信男	惠那市山岡町久保原422	平成16年 12月31日		
わのさと新生郡上市をきづく会	永瀬 史朗 小森 敏郎	郡上市八幡町旭1133 5	平成17年 2月28日		

岐阜県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十七年七月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
熊谷 正慶	衆議院議員	ソーシャルセキビソウル開発研究会	美濃加茂市中央町1-5-18	熊谷 正慶

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十七年七月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
-----------	-------	-----------	------------	--------

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十七年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十七年六月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りびんぐ
- 三 代表者の氏名 山下 ちはる
- 四 仕たる事務所の所在地 岐阜県高山市総和町三丁目四九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、年齢・障がいの有無に関わらず、不特定多数の市民が住み慣れた地域で、その人らしく生き生きとした生活を安心して続ける事ができるよう、介護保険制度・支援費制度に挙げられていない狭間の部分を支援できる事業を市民と共に作り、このような場が各地域に増えていくことに協力する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十七年七月一日から四月間岐阜県農林商工部商工業室及び東濃地域農林商工事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十七年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十七年六月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

金山商事株式会社

三 建物の名称及び所在地

パワーズ多治見南店

多治見市大畑町二丁目一〇一番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後七時三十分まで

(変更後) 午前九時から午後十時まで

(年間六十日は午前八時、年間二日間は二十四時間営業)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後八時まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

(年間六十日は午前七時三十分利用開始、年間二日間は二十四時間利用)

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（可児市公共基準点整備）

三 作業期間

平成十七年六月六日から

同 十八年三月三十一日まで

四 作業地域

可児市全域

土地改良区の合併認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十七年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

合併により設立する土地改良区名	合併により解散する土地改良区名	認可年月日
飛騨東部土地改良区	高山市飛騨東部土地改良区 丹生川村飛騨東部土地改良区 久々野町飛騨東部土地改良区 朝日村飛騨東部土地改良区	平成一七・六・三一

平成十七年七月一日印刷
平成十七年七月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）